

消費税の軽減税率制度説明会のご案内

木更津税務署では、事業者の方を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。

多くの事業者の方に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

消費税の軽減税率制度は、令和元年10月1日からの消費税率の10%への引上げと同時に実施されます。

軽減対象品目の取扱いがある消費税の課税事業者の方だけでなく、例えば、会議費や交際費として飲食料品等を購入する事業者の方や、消費税の免税事業者の方も、取扱商品の適用税率の確認や適用税率ごとの区分経理など、制度の実施に向けた準備が必要となります。

7月24日(水)15:00~16:00	定員60名
君津中央公民館・201号室 君津市久保 2-13-2	
8月8日(木)15:00~16:00	定員60名
富津公民館・多目的室 富津市新井 932-34	
8月20日(火)15:00~16:00	定員60名
袖ヶ浦市民会館・2階研修室 袖ヶ浦市坂戸市場 1566	
9月4日(水)15:00~16:00	定員180名
木更津市中央公民館・多目的ホール 木更津市富士見1-2-1 アクア木更津B館3階	

※ 事前の予約は必要ありません。

お問合せ先

木更津税務署 法人課税第1部門 電話0438-23-6161

税務署にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内に従って「2」を選択してください。